平成２９年（フ）第２０５号
宮崎市高岡町飯田27番地　市営住宅284棟307号
債務者　土屋　孝幸
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０６号
宮崎市大字田吉1036番地８　ゆぁーずＭⅢ102号、前住所宮崎市橘通西２丁目３番11号２階
債務者　東　　優子（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０７号
宮崎市田野町乙9399番地
債務者　吉野　美幸
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２２号
宮崎県日南市南郷町贄波511番地１
債務者　阿部シヅヱ
1　決定年月日時　平成29年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第５９号
鹿児島県霧島市牧園町高千穂3617番地324
高千穂団地１－207
債務者　荒牧　周子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第７５号
鹿児島県霧島市国分姫城南７番34号
債務者　野瀬　光一
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第６８号
北海道小樽市東雲町９番25号　シャトー椿２Ｆ右、前住所札幌市豊平区平岸３条17丁目２番21号　飯田方
債務者　棚田　優子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第４５号
岩手県北上市和賀町藤根17地割２番地７
債務者　照井　隼人
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第４７号
岩手県花巻市西宮野目第６地割355番地県営宮野目アパート３号棟346号、旧住所岩手県胆沢郡前沢町字山下85番地56
債務者　井上　義郎
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１７７号
山梨県中央市布施2712番地１　小林住宅　１号室
債務者　長澤　正樹
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４４号
兵庫県伊丹市南野５丁目７番23号
債務者　溝口　正人
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３６８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目３番18号　千田マンション302号、前住所兵庫県伊丹市荻野３丁目37番地２　第五中村マンション301号
債務者　法田　和子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３９２号
兵庫県尼崎市若王寺３丁目15番28号　おぞのパークハイツＡ－103、前住所神戸市西区伊川谷町有瀬812番地の６　１－906号
債務者　相川　貴子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３９４号
兵庫県西宮市野間町４番７－110号
債務者　保坂　昌代
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４０２号
兵庫県尼崎市食満５丁目20番１－107号、前住所兵庫県尼崎市瓦宮１丁目２番47号　サンハイツ三野203
債務者　山中　幸子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４２号
奈良県香芝市下田西２丁目２－32　米谷貸家１階４号室、住民票上の住所兵庫県姫路市町坪188番地１
債務者　森川　邦子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係